

# 公益財団法人鳥取県スポーツ協会役・職員倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員及び職員（以下「役・職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、本会定款第16条に規定する評議員、同第26条に規定する理事・監事、同第39条に規定する名誉会長等、同第40条規定する専門委員会委員、同第41条に規定する鳥取県スポーツ少年団の本部長、副本部長、常任委員及び監事並びに同第43条に規定する職員をいう。

## (役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

## (役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役・職員は、補助金、助成金等経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役・職員は、自ら社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

## (倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

## (役・職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 評議員、理事及び監事等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（専務理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該評議員、理事及び監事等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、必要に応じて定款第17条及び第31条に基づく厳正な措置を取るものとする。

2 専門委員会委員、鳥取県スポーツ少年団の本部長、副本部長、常任委員及び監事並びに職員についての違反行為に対する対処は、前項に準じ、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置を取るものとする。

(その他)

第7条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。